

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年3月16日
【四半期会計期間】	第36期 第1四半期（自 2022年11月1日 至 2023年1月31日）
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 有馬知英
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06（6881）6611
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 コーポレート統括部長 寺口洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03（6230）9388
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 コーポレート統括部長 寺口洋一
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 （東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 第1四半期 累計期間	第36期 第1四半期 累計期間	第35期
会計期間	自 2022年 5月1日 至 2022年 7月31日	自 2022年 11月1日 至 2023年 1月31日	自 2022年 5月1日 至 2022年 10月31日
売上高 (千円)	621,490	1,073,057	1,551,764
経常損失 () (千円)	61,806	43,458	127,373
四半期(当期)純損失 () (千円)	66,658	44,333	178,102
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,054,323	1,054,323	1,054,323
発行済株式総数 (株)	5,741,500	5,741,500	5,741,500
純資産額 (千円)	1,244,112	1,088,633	1,132,669
総資産額 (千円)	1,735,375	1,856,811	1,572,702
1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	11.61	7.74	31.06
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.7	58.6	72.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第35期第1四半期累計期間および第35期は1株当たり四半期(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第36期第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第35期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月間となっております。これに伴い、第35期第1四半期累計期間は2022年5月1日から2022年7月31日まで、第36期第1四半期累計期間は2022年11月1日から2023年1月31日までとなっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績及び財政状態の状況

(経営成績の状況)

当社は、2022年7月27日開催の第34回定時株主総会において「定款一部変更の件」を決議し、前事業年度より決算期（事業年度の末日）を4月30日から10月31日に変更いたしました。経営成績における対前年同四半期比については、当第1四半期累計期間（2022年11月1日から2023年1月31日まで）と前第1四半期累計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）の期間が異なりますが、参考数値として記載しております。

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立により、経済・社会活動の正常化が進みつつあります。一方、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源価格およびエネルギー価格の高騰、円安による物価の高騰等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、5G環境への移行が進み、その通信能力に対応した高機能・高価格な端末の普及が進んでおります。そのような状況において、ユーザーの低価格志向に応えるため、リユースモバイル端末の市場はより一層価値が高まっていくものと思われれます。

一方で、携帯電話の回線契約についても、ユーザーの低価格志向の広がりとともに、移動体通信事業者によるサブブランドや、オンライン専用の料金プラン、MVNOといった低価格帯サービスの比率が上昇しており、このような低価格帯の回線サービスに安価なリユースモバイル端末を組み合わせることがユーザーに認知されてくることで、リユースモバイル端末の市場規模は拡大していくものと思われれます。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しております。

中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、既存パートナー企業への新サービスの展開やオンラインチャネルでの個人向け販売強化が功を奏し、業績は改善に向かっております。

一方のキャリアショップ運営を中心とした移動体通信関連事業におきましては、移動体通信事業者による店舗数減少の方針が示される中、携帯電話の価格上昇や手数料体系の変更により、外部環境は厳しさを増しております。

これらの結果、当第1四半期累計期間における売上高は1,073百万円（前年同四半期比72.7%増）、営業損失は36百万円（前年同四半期営業損失62百万円）、経常損失は43百万円（前年同四半期経常損失61百万円）、四半期純損失は44百万円（前年同四半期四半期純損失66百万円）となりました。

(注)「ビヨンド・イマジネーション」とは、「お客様の想像を超える 仲間の期待を超える 自分の限界を超える」を行動ポリシーとした当社の基本方針であります。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。業績の状況を事業部門別に記載していません。

(リユース関連事業)

当第1四半期累計期間におけるリユース関連事業におきましては、商品保証付き認定リユース品を新たに商品展開し、MVNO事業者に対する提供を開始いたしました。加えて、端末のオンライン買取サービスをプラットフォームとして提供することで、既存パートナー企業との連携を更に強化してまいりました。

また、個人向けオンラインチャンネルにおいては、親会社の株式会社ショーケースが持つオンライン領域での強みを活かし、自社運営サイトのリニューアルや、楽天、Amazon、メルカリといったECモールにおける商品ラインナップの強化を実施してまいりました。

これらの結果、売上高827百万円(前年同四半期322百万円)、販売台数は19,833台(前年同四半期10,581台)となりました。

(移動体通信関連事業)

当第1四半期累計期間における移動体通信関連事業におきましては、携帯電話の高価格化による買い替えサイクルの長期化や、手数料体系の変更による手数料収入の減少傾向など、外部環境は厳しさを増しております。そのような状況の中、店舗スタッフの資格取得推進等を通じて、サービスレベルおよび店舗評価の向上に努めてまいりました。また、地域密着の営業展開として、外販イベントやスマホ教室の開催を積極的に実施いたしました。なお、同事業において運営しているキャリアショップ4店舗のうち、2店舗は2023年2月に事業譲渡が完了しております。また1店舗は2023年3月に閉店、1店舗は2023年4月に事業譲渡を予定しております。

これらの結果、売上高241百万円(前年同四半期296百万円)、販売台数は1,902台(前年同四半期2,567台)となりました。

(その他の事業)

当第1四半期累計期間におけるその他の事業におきましては、売上高4百万円(前年同四半期3百万円)となりました。

(財政状態の状況)

総資産

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べて284百万円増加し、1,856百万円となりました。これは主に、商品が204百万円、売掛金が59百万円増加したことによるものであります。

負債

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末と比べて328百万円増加し、768百万円となりました。これは主に、短期借入金200百万円、預り金が126百万円増加したことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末と比べて44百万円減少し、1,088百万円となりました。これは主に、利益剰余金が44百万円減少したことによるものであります。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年1月31日)	提出日 現在発行数(株) (2023年3月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,741,500	5,741,500	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,741,500	5,741,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2022年12月27日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 5名 当社従業員 8名
新株予約権の数	2,980個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 298,000株
新株予約権の行使時の払込金額	269円
新株予約権の行使期間	自 2023年1月13日 至 2033年1月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 269円 資本組入額 134.5円
新株予約権の行使の条件	(注)1、3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

新株予約権発行時(2023年1月13日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記1に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

下記3に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年11月1日～ 2023年1月31日	-	5,741,500	-	1,054,323	-	724,520

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,728,400	57,284	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	5,741,500	-	-
総株主の議決権	-	57,284	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式5株が含まれております。

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
日本テレホン 株式会社	大阪市北区天満橋 一丁目8番30号	12,100	-	12,100	0.21
計	-	12,100	-	12,100	0.21

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式5株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を4月30日から10月31日に変更いたしました。これに伴い、前第1四半期累計期間は2022年5月1日から2022年7月31日まで、当第1四半期累計期間は2022年11月1日から2023年1月31日までとなっております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)および第1四半期累計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期財務諸表についてRSM清和監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	665,464	659,524
売掛金	343,163	402,939
商品	464,586	669,190
貯蔵品	4,120	4,547
前払費用	16,237	16,820
未収入金	20,168	1,996
未収消費税等	6,408	19,572
その他	7,617	36,328
流動資産合計	1,527,767	1,810,920
固定資産		
有形固定資産		
建物	33,323	33,323
減価償却累計額	33,323	33,323
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	62,773	62,773
減価償却累計額	62,773	62,773
工具、器具及び備品(純額)	-	-
リース資産	882	882
減価償却累計額	882	882
リース資産(純額)	-	-
レンタル資産	8,231	8,408
減価償却累計額	4,673	5,362
レンタル資産(純額)	3,558	3,046
有形固定資産合計	3,558	3,046
無形固定資産		
ソフトウェア	-	1,681
無形固定資産合計	-	1,681
投資その他の資産		
出資金	160	160
長期貸付金	7,918	7,597
破産更生債権等	1,001	1,001
長期前払費用	974	883
差入保証金	32,323	32,522
貸倒引当金	1,001	1,001
投資その他の資産合計	41,376	41,163
固定資産合計	44,935	45,891
資産合計	1,572,702	1,856,811

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	138,040	158,538
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	39,996	39,996
リース債務	136	-
未払金	27,991	29,487
未払費用	21,652	21,757
未払法人税等	7,779	1,175
預り金	19,006	145,306
賞与引当金	9,650	4,350
短期解約返戻引当金	1,214	700
その他	1,929	1,479
流動負債合計	267,396	602,791
固定負債		
長期借入金	113,342	103,343
役員退職慰労引当金	12,882	13,980
退職給付引当金	34,518	36,166
資産除去債務	11,894	11,897
固定負債合計	172,637	165,386
負債合計	440,033	768,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,054,323	1,054,323
資本剰余金		
資本準備金	724,520	724,520
資本剰余金合計	724,520	724,520
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	1,067,792	1,112,125
利益剰余金合計	646,165	690,498
自己株式	9	9
株主資本合計	1,132,669	1,088,335
新株予約権	-	298
純資産合計	1,132,669	1,088,633
負債純資産合計	1,572,702	1,856,811

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)
売上高	621,490	1,073,057
売上原価	489,650	904,463
売上総利益	131,840	168,593
販売費及び一般管理費	194,189	205,057
営業損失()	62,349	36,463
営業外収益		
為替差益	612	-
物品売却益	120	-
その他	1,823	161
営業外収益合計	2,555	161
営業外費用		
支払利息	1,374	1,780
為替差損	-	320
棚卸資産除却損	618	2,879
新株予約権発行費	-	2,170
その他	19	5
営業外費用合計	2,012	7,156
経常損失()	61,806	43,458
特別利益		
受取賠償金	2,819	300
特別利益合計	2,819	300
特別損失		
支払手数料	2,016	-
譲渡制限付株式関連費用	5,316	-
特別損失合計	7,332	-
税引前四半期純損失()	66,320	43,158
法人税、住民税及び事業税	378	1,175
法人税等調整額	39	-
法人税等合計	338	1,175
四半期純損失()	66,658	44,333

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した内容から重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)
減価償却費	1,696千円	131千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益の分解情報

前第1四半期累計期間(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	322,052	322,052
移動体通信関連事業	296,119	296,119
その他の事業	3,318	3,318
顧客との契約から生じる収益	621,490	621,490
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	621,490	621,490

当第1四半期累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	827,728	827,728
移動体通信関連事業	241,103	241,103
その他の事業	4,225	4,225
顧客との契約から生じる収益	1,073,057	1,073,057
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,073,057	1,073,057

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年5月1日 至 2022年7月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額()(円)	11.61	7.74
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	66,658	44,333
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	66,658	44,333
普通株式の期中平均株式数(株)	5,741,480	5,729,395

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また当第1四半期累計期間は1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 重要な事業の譲渡等

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、リユース関連事業に経営資源を集中させることを目的に、当社の運営する移動体通信事業者ブランドによる4店舗の専門ショップにつき、ITXコミュニケーションズ株式会社に対してauショップ2店舗を事業譲渡、株式会社テレックス関西に対してドコモショップ1店舗を事業譲渡、およびドコモショップ1店舗の閉店を決議いたしました。

(1) 譲渡および閉店する事業の内容、規模

	第35期第1四半期累計期間 (2022年5月1日～2022年7月31日)		第36期第1四半期累計期間 (2022年11月1日～2023年1月31日)	
	売上高	売上高合計に対する割合	売上高	売上高合計に対する割合
移動体通信関連事業	296,119千円	47.7%	241,103千円	22.5%

(2) 譲渡する事業の資産・負債の額

現時点では確定しておりません。

(3) 譲渡又は閉店の時期

	契約締結日	譲渡又は閉店日
auショップ2店舗(事業譲渡)	2023年2月1日	2023年2月1日
ドコモショップ1店舗(事業譲渡)	2023年4月1日(予定)	2023年4月1日(予定)
ドコモショップ1店舗(閉店)		2023年3月31日(予定)

(4) 譲渡価額

譲渡先の意向により、非開示としております。

2. 資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2022年12月27日開催の取締役会において、2023年1月27日開催の第35回定時株主総会に、資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において原案どおり承認されました。

(1) 目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化と、将来の剰余金の配当や自社株取得等の株主還元策を行えるようにするとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を高め、効率的な経営を推進することを目的として、資本金および利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものです。

(2) 資本金の額の減少の要領

減少する資本金の額

資本金の額1,054,323,710円のうち1,004,323,710円を減少し、50,000,000円といたします。

資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 利益準備金の額の減少の要領

減少する利益準備金の額

利益準備金の額31,627,000円の全額を減少して0円といたします。

利益準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少し、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えます。

(4) 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金および利益準備金の額の減少並びにその他資本剰余金および繰越利益剰余金の増加の効力発生を条件として、以下のとおり別途積立金の全額およびその他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金に振り替えます。

減少する剰余金の項目およびその額	
その他資本剰余金	646,165,267円
別途積立金	390,000,000円
増加する剰余金の項目およびその額	
繰越利益剰余金	1,036,165,267円

(5) 日程

取締役会決議日	2022年12月27日
定時株主総会決議日	2023年1月27日
債権者異議申述最終期日	2023年3月20日(予定)
効力発生日	2023年3月31日(予定)

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月16日

日本テレホン株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員	公認会計士	武本拓也
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	藤本亮
業務執行社員		

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の2022年11月1日から2023年10月31日までの第36期事業年度の第1四半期会計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2022年11月1日から2023年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本テレホン株式会社の2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。